特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
弘前市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
弘前市長

公表日
令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認に関すること （8）保険料の還付に関すること （9）公金受取口座情報の利用に関すること ・国民健康保険料の還付、国民健康保険給付※の支給等において、受領者の公金受取口座での受取希望が生じた都度、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を実施し、デジタル庁が保有する公金受取口座情報を取得し、振込口座に指定する。 ・国民健康保険料の還付、国民健康保険給付※の支給等において、受領者等が請求書あるいは申請書を提出する際に、口座情報の記入が不要となる。 ※高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、特別療養費、移送費、出産一時金、葬祭費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、傷病手当金その他の保険給付
③システムの名称	（システム標準化前） 国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム （システム標準化後） 国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国民健康保険給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、宛名・納付ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項　別表　44の項、135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条、第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第1条、第2条、第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第1項第13号（国民健康保険） 5. 国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	1. 情報提供 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137，141、145、158、161、164、165、166、173の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条	

②法令上の根拠	③番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ④国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 2. 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48、69、70、71、139　の項、第71条、第72条、第73条、第141条 3. 公金受取口座情報に関する事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第1項第13号（国民健康保険）

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康こども部　国保年金課、財務部　収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、収納課長

6. 他の評価実施機関

青森県国民健康保険団体連合会

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX　0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	弘前市役所　健康こども部　国保年金課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-35-1116 FAX　0172-39-6199	弘前市役所　財務部　収納課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-40-7030 FAX　0172-38-2901

9. 規則第9条第2項の適用　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各業務においてマニュアルを作成し、業務手順の統一や注意点、よくあるミスを職員同士共有することで、人為的ミス防止に繋げている。 弘前市情報セキュリティポリシーの人的セキュリティを職員が把握し遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	弘前市情報セキュリティポリシー　5. 情報システム全体の強靭性向上 を遵守するとともに、 USBメモリはデバイス申請で許可を得た媒体のみ使用し、業務端末上制御を行っている。 また、マイナンバーが記載されているデータに関しては基幹系パソコンのみに保存し、マイナンバーが含まれる書類を郵送等する際は、宛先間違い、他者の特定個人情報が含まれていないか複数人で確認を行っているため。 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ-5①部署	健康福祉部　国保年金課	健康こども部　国保年金課	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5②所属長の役職名	国保年金課長　成田　亙	国保年金課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-7請求先	弘前市　健康福祉部　国保年金課 TEL　0172-35-1116	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 TEL　0172-40-0205	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-8連絡先	弘前市　健康福祉部　国保年金課	弘前市役所　健康こども部　国保年金課	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年2月14日	Ⅰ-1②事務の概要	国民健康保険（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること	国民健康保険（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備事務」）に関すること	事前	
令和2年2月14日	Ⅰ-1③システムの名称	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保高額支給システム、国保総合システム、国保給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保高額支給システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム	事前	
令和2年2月14日	Ⅰ-3法令上の根拠	・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	＜1②（1）～（6）の事務＞ ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ＜1②（7）オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法第9条第1項　別表第一　30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年2月14日	Ⅰ-4②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、49，53条）	＜1②（1）～（6）の事務＞ ・番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、49，53条） ＜1②（7）オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和3年3月11日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	表紙	～リスクをを～	～リスクを～	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	Ⅰ-1②事務の概要	国民健康保険（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備事務」）に関すること	国民健康保険（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認に関すること （8）保険料（特徴分）の還付に関すること	事後	
令和5年2月17日	Ⅰ-3法令上の根拠	＜1②（7）オンライン資格確認の準備事務＞	＜1②（7）オンライン資格確認事務＞	事後	
令和5年2月17日	Ⅰ-4②法令上の根拠	＜1②（7）オンライン資格確認の準備事務＞	＜1②（7）オンライン資格確認事務＞	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅰ-1③システムの名称	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保高額支給システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム	事後	
令和6年3月11日	Ⅰ-6他の評価実施期間	国保連合会	青森県国民健康保険団体連合会	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-1②事務の概要	国民健康保険（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-3個人番号の利用	別表第一　30の項 番号法別表第一の	別表44の項 番号法別表の	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 58、62、80、87、93、97、106、109の項）	番号法第19条第7号及び別表（1、2、3、4、8、9、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、85 95、100、105、115、117の項）	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法別表第二の	番号法別表の	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和7年11月1日	Ⅰ-1②事務の概要	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦 課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認に関すること （8）保険料（特徴分）の還付に関すること	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・収納・滞納管理、給付管理等の業務を行う。 国民健康保険に関する事務では、特定個人情報を次の業務で使用する。 （1）被保険者の資格に関すること （2）保険料の調査決定に関すること （3）保険料の収納及び滞納者に関すること （4）給付に関すること （5）保健事業に関すること （6）県単位化に伴う資格継続・高額療養費該当回数を確認すること （7）オンライン資格確認に関すること （8）保険料の還付に関すること （9）公金受取口座情報の利用に関すること ・国民健康保険料の還付、国民健康保険給付※の支給等において、受領者の公金受取口座での 受取希望が生じた都度、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を実施し、デジタル庁 が保有する公金受取口座情報を取得し、振込口座に指定する。 ・国民健康保険料の還付、国民健康保険給付※の支給等において、受領者等が請求書あるいは 申請書を提出する際に、口座情報の記入が不要となる。 ※高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、特別療養費、移送費、出産一時金、葬祭費、入院時 食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、傷病手当金その他の 保険給付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	Ⅰ-1③システムの名称	国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システ ム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保給付管理システム、次期国保総合シス テム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム	（システム標準化前） 国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システ ム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム （システム標準化後） 国民健康保険資格管理システム、国民健康保険賦課システム、宛名・納付システム、収納管理システ ム、滞納管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国民健康保険給付管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、団体内統合宛名システム、住登外者宛名番号管理機能	事後	
令和7年11月1日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、宛名・納付ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	国民健康保険資格ファイル、国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険給付ファイル、宛名・納付ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	事後	
令和7年11月1日	Ⅰ-3法令上の根拠	＜1②(1)～(6)の事務＞ ・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9 条第1項　別表　44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ＜1②(7)オンライン資格確認事務＞ ・番号法第9条第1項　別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	1. 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項　別表　44の項、135の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第24条、第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条、第9条 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第1項第13号（国民健康保険） 5. 国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年11月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	＜1②(1)～(6)の事務＞ ・番号法第19条第7号及び別表(1、2、3、4、8、9、14、22、23、24、26、35、42、44、59、61、85 95、100、105、115、117の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、 44、49, 53条） ＜1②(7)オンライン資格確認事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法　第113条の3第1項及び第2項	1. 情報提供 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137, 141、145、158、161、164、165、166、173の項 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令 第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第15条、第18条、第21条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、 第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 ③番号法 附則第6条第4項 （利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ④国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 2. 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48、69、70、71、139　の項、第71条、第72条、第73条、第141条 3. 公金受取口座情報に関する事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則　第2条第1項第13号（国民健康保険）	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5①部署	健康こども部　国保年金課	健康こども部　国保年金課、財務部　収納課	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5②所属長の役職名	国保年金課長	国保年金課長、収納課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-8連絡先	弘前市役所　健康こども部　国保年金課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-35-1116 FAX　0172-39-6199	弘前市役所　健康こども部　国保年金課　弘前市役所　財務部　収納課 〒036-8551　〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1　弘前市大字上白銀町1番地1 TEL　0172-35-1116　TEL　0172-40-7030 FAX　0172-39-6199　FAX　0172-38-2901	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年11月1日　時点	事後	